

就労可能年数とライプニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・児童・生徒・学生・ 右欄以外の働く意思と 能力を有する者		有職者・家事従事者	
	就労 可能 年数	係 数	就労 可能 年数	係 数
歳 年	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労 可能 年数	係 数	年齢	就労 可能 年数	係 数	年齢	就労 可能 年数	係 数	年齢	就労 可能 年数	係 数	年齢	就労 可能 年数	係 数
歳	年		歳	年		歳	年		歳	年		歳	年	
18	49	25.502	39	28	18.764	60	12	9.954	81	5	4.580	102~	1	0.971
19	48	25.267	40	27	18.327	61	12	9.954	82	4	3.717			
20	47	25.025	41	26	17.877	62	11	9.253	83	4	3.717			
21	46	24.775	42	25	17.413	63	11	9.253	84	4	3.717			
22	45	24.519	43	24	16.936	64	11	9.253	85	4	3.717			
23	44	24.254	44	23	16.444	65	10	8.530	86	3	2.829			
24	43	23.982	45	22	15.937	66	10	8.530	87	3	2.829			
25	42	23.701	46	21	15.415	67	9	7.786	88	3	2.829			
26	41	23.412	47	20	14.877	68	9	7.786	89	3	2.829			
27	40	23.115	48	19	14.324	69	9	7.786	90	3	2.829			
28	39	22.808	49	18	13.754	70	8	7.020	91	2	1.913			
29	38	22.492	50	17	13.166	71	8	7.020	92	2	1.913			
30	37	22.167	51	16	12.561	72	8	7.020	93	2	1.913			
31	36	21.832	52	16	12.561	73	7	6.230	94	2	1.913			
32	35	21.487	53	15	11.938	74	7	6.230	95	2	1.913			
33	34	21.132	54	15	11.938	75	7	6.230	96	2	1.913			
34	33	20.766	55	14	11.296	76	6	5.417	97	2	1.913			
35	32	20.389	56	14	11.296	77	6	5.417	98	2	1.913			
36	31	20.000	57	14	11.296	78	6	5.417	99	2	1.913			
37	30	19.600	58	13	10.635	79	5	4.580	100	2	1.913			
38	29	19.188	59	13	10.635	80	5	4.580	101	2	1.913			

(注) 1. 18歳未満の有職者及び家事従事者並びに18歳以上の者の場合の就労可能年数については、

(1) 52歳未満の者は、67歳とその者の年齢との差に相当する年数とした。

(2) 52歳以上の者は、「第22回生命表(完全生命表)」による男又は女の平均余命のうちいずれか短い平均余命の1/2の年数とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた。

2. 18歳未満の者(有職者及び家事従事者を除く。)の場合の就労可能年数及びライプニッツ係数は次のとおりとした。

(1) 就労可能年数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当する年数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数を控除したもの

(2) ライプニッツ係数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当する年数に対応するライプニッツ係数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数に対応するライプニッツ係数を控除したもの